

土木工事共通仕様書

令和8年4月

大阪市水道局

土木工事共通仕様書

昭和 38 年 7 月	制	定
昭和 41 年 9 月	一	部改正
昭和 48 年 4 月	改	正
昭和 53 年 4 月	改	正
昭和 57 年 3 月	一	部改正
昭和 60 年 1 月	改	正
平成 4 年 11 月	改	正
平成 13 年 3 月	改	正
平成 18 年 4 月	改	正
平成 20 年 4 月	改	正
平成 26 年 4 月	改	正
平成 30 年 6 月	改	正
令和 7 年 4 月	改	正
令和 8 年 4 月	改	正

発 行 大阪水道局

目次

第1編 一般共通事項

第1章 総則（1-1）

第1節 一般事項（1-1-1）

1-1-1-1	適用	1-1
1-1-1-2	監督職員	1-1
1-1-1-3	用語の定義	1-1
1-1-1-4	設計図書の照査等	1-4
1-1-1-5	請負代金内訳書	1-5
1-1-1-6	工程表	1-5
1-1-1-7	施工計画書	1-5
1-1-1-8	コリンズへの登録	1-8
1-1-1-9	工事用地等の使用	1-9
1-1-1-10	工事の着手	1-9
1-1-1-11	調査・試験に対する協力	1-9
1-1-1-12	低入札価格調査工事	1-10
1-1-1-13	設計図書の変更	1-10
1-1-1-14	工期変更	1-11
1-1-1-15	支給品	1-11
1-1-1-16	工事現場発生品等	1-12
1-1-1-17	部分使用	1-13
1-1-1-18	履行報告	1-13
1-1-1-19	工事関係者に対する措置請求	1-13
1-1-1-20	後片付け	1-13
1-1-1-21	事故報告書	1-13
1-1-1-22	文化財の保護	1-14
1-1-1-23	諸法令等の遵守	1-14
1-1-1-24	官公庁等への手続等	1-17
1-1-1-25	電力・水道等	1-18
1-1-1-26	現場事務所	1-18
1-1-1-27	提出書類	1-18
1-1-1-28	不可抗力による損害	1-19
1-1-1-29	施設等の管理責任	1-19
1-1-1-30	特許権等	1-19
1-1-1-31	工事従事者の管理	1-20
1-1-1-32	保険の付保及び事故の補償	1-20
1-1-1-33	現地調査	1-21
1-1-1-34	臨機の措置	1-22
1-1-1-35	個人情報管理取扱いの徹底	1-22

1-1-1-36	水安全方針の周知徹底について	1-23
第2節 施工体制 (1-1-2)		
1-1-2-1	現場代理人及び主任技術者 (又は監理技術者) 等	1-23
1-1-2-2	工事の下請負	1-25
1-1-2-3	施工体制台帳	1-25
1-1-2-4	施工体制の確認	1-26
1-1-2-5	受注者相互の協力	1-26
1-1-2-6	工事の一時中止	1-26
第3節 施工管理 (1-1-3)		
1-1-3-1	建設副産物	1-27
1-1-3-2	施工管理	1-29
1-1-3-3	環境対策	1-29
1-1-3-4	工事公害の防止	1-31
1-1-3-5	車種規制非適合車の運行規制	1-31
1-1-3-6	施工時期及び施工時間の変更	1-31
1-1-3-7	工事測量	1-31
1-1-3-8	仮設物等の管理	1-32
1-1-3-9	作業予定等の報告	1-33
第4節 安全管理 (1-1-4)		
1-1-4-1	工事中の安全確保	1-33
1-1-4-2	安全管理組織	1-35
1-1-4-3	安全教育	1-36
1-1-4-4	酸素欠乏症等防止対策	1-36
1-1-4-5	緊急時の体制	1-36
1-1-4-6	火災及び爆発の防止	1-37
1-1-4-7	交通安全管理	1-37
第5節 工事検査及び工事請負代金等の請求 (1-1-5)		
1-1-5-1	工事検査に係る共通事項	1-40
1-1-5-2	数量の算出及び完成図	1-40
1-1-5-3	監督職員による検査 (確認を含む) 及び立会	1-41
1-1-5-4	工事完成検査	1-41
1-1-5-5	指定部分の工事に係る完成検査 (一部完成検査)	1-42
1-1-5-6	部分払検査	1-42
1-1-5-7	中間技術検査	1-43
1-1-5-8	契約の変更及び精算	1-43
第2章 材料 (1-2)		
第1節 一般事項 (1-2-1)		
1-2-1-1	適用	1-44
1-2-1-2	材料の品質及び検査 (確認を含む)	1-44
第2節 受注者調達材料 (1-2-2)		
1-2-2-1	材料の規格等	1-45

1-2-2-2	管材料等	1-45
1-2-2-3	土	1-46
1-2-2-4	石及び砂	1-47
1-2-2-5	骨材	1-48
1-2-2-6	木材	1-57
1-2-2-7	鋼材	1-57
1-2-2-8	コンクリート及びモルタル	1-59
1-2-2-9	セメント及び混和材料	1-62
1-2-2-10	セメントコンクリート製品	1-63
1-2-2-11	瀝青材料	1-64
1-2-2-12	目地材料	1-65
1-2-2-13	塗料	1-65
1-2-2-14	区画線	1-66
1-2-2-15	基礎杭	1-66
1-2-2-16	その他	1-67
第3節	支給品(1-2-3)	1-68

第2編 一般土木工事

第1章 土工事(2-1)

第1節	一般事項(2-1-1)	2-1
第2節	施工計画(2-1-2)	2-1
第3節	地下埋設物調査(2-1-3)	2-1
第4節	試験掘(2-1-4)	2-1
第5節	地下埋設物の防護及び保安管理(2-1-5)	2-1
第6節	ガス供給施設の保安管理(2-1-6)	2-1
第7節	埋設物管理者への連絡(2-1-7)	2-1
第8節	掘削工(2-1-8)	2-1
2-1-8-1	掘削(床掘り)	2-1
2-1-8-2	機械掘削の制限	2-2
2-1-8-3	敷地盤	2-2
2-1-8-4	舗装路面の取壊し	2-2
第9節	土留工(2-1-9)	
2-1-9-1	一般事項	2-2
2-1-9-2	打込み	2-3
2-1-9-3	土留工の管理	2-4
2-1-9-4	腹起し	2-4
2-1-9-5	切梁	2-4
2-1-9-6	切梁・腹起しの撤去	2-5
2-1-9-7	横矢板	2-5
2-1-9-8	ライナープレート	2-5
2-1-9-9	引抜き	2-6

2-1-9-10	矢板等の存置	2-7
第10節 埋戻し及び盛土工(2-1-10)		
2-1-10-1	使用材料	2-7
2-1-10-2	埋戻し及び盛土	2-7
2-1-10-3	締固め	2-7
2-1-10-4	仕上げ	2-8
第11節 残土処分工(2-1-11)		
2-1-11-1	掘削残土の分類と再利用及び処分について	2-8
2-1-11-2	自由処分	2-8
2-1-11-3	即時処分	2-8
2-1-11-4	過積載及び飛散防止	2-8
第12節 舗装残滓等処分工(2-1-12)		
第13節 水替工(2-1-13)		
第14節 覆蓋工(2-1-14)		
2-1-14-1	構造	2-9
2-1-14-2	覆工板の取付け	2-9
2-1-14-3	覆工板の表面	2-9
2-1-14-4	取付部	2-9
2-1-14-5	墜落防止の措置	2-9
2-1-14-6	維持管理	2-9
第15節 足場及び防護工(2-1-15)		
第2章 基礎工(2-2)		
第1節 基礎工(2-2-1)		
2-2-1-1	一般事項	2-11
2-2-1-2	既製杭工	2-11
2-2-1-3	場所打杭工	2-14
2-2-1-4	深礎工	2-16
第2節 基礎砕石工(2-2-2)		
第3節 均しコンクリート工(2-2-3)		
第3章 コンクリート工事(2-3)		
第1節 適用(2-3-1)		
第2節 適用すべき諸基準(2-3-2)		
2-3-2-1	適用規定	2-19
2-3-2-2	許容塩化物量	2-20
2-3-2-3	塩分の浸透防止(飛来塩分対策)	2-20
第3節 レディーミクストコンクリート(2-3-3)		
2-3-3-1	一般事項	2-20
2-3-3-2	工場の選定	2-20
2-3-3-3	配合	2-21
第4節 コンクリートミキサー船(2-3-4)		
2-3-4-1	一般事項	2-22

2-3-4-2	コンクリートミキサー船の選定	2-22
第5節 現場練りコンクリート(2-3-5)		
2-3-5-1	一般事項	2-22
2-3-5-2	材料の貯蔵	2-22
2-3-5-3	配合	2-22
2-3-5-4	材料の計量及び練混ぜ	2-22
第6節 運搬・打設(2-3-6)		
2-3-6-1	一般事項	2-24
2-3-6-2	準備	2-24
2-3-6-3	運搬	2-24
2-3-6-4	打設	2-25
2-3-6-5	締固め	2-26
2-3-6-6	沈下ひび割れに対する処置	2-27
2-3-6-7	打継目	2-27
2-3-6-8	表面仕上げ	2-28
2-3-6-9	伸縮継目	2-28
2-3-6-10	配管貫通部	2-28
2-3-6-11	養生	2-28
2-3-6-12	テストハンマーによる強度試験及びひび割れ発生状況調査	2-29
第7節 鉄筋工(2-3-7)		
2-3-7-1	一般事項	2-29
2-3-7-2	貯蔵	2-30
2-3-7-3	加工	2-30
2-3-7-4	組立て	2-31
2-3-7-5	継手	2-31
2-3-7-6	ガス圧接	2-32
2-3-7-7	開口部の補強	2-33
2-3-7-8	検査	2-33
第8節 型枠工(2-3-8)		
2-3-8-1	一般事項	2-33
2-3-8-2	構造	2-33
2-3-8-3	組立て	2-34
2-3-8-4	取外し	2-34
第9節 防水モルタル工(2-3-9)		
2-3-9-1	材料	2-34
2-3-9-2	下地コンクリート処理	2-34
2-3-9-3	施工	2-34
第10節 暑中コンクリート(2-3-10)		
2-3-10-1	一般事項	2-35
2-3-10-2	材料	2-35
2-3-10-3	施工	2-35

2-3-10-4	養生	2-35
第11節 寒中コンクリート(2-3-11)		
2-3-11-1	一般事項	2-36
2-3-11-2	材料	2-36
2-3-11-3	施工	2-36
2-3-11-4	養生	2-37
第12節 マスコンクリート(2-3-12)		
2-3-12-1	一般事項	2-37
2-3-12-2	材料	2-37
2-3-12-3	施工	2-37
第13節 水中コンクリート(2-3-13)		
2-3-13-1	一般事項	2-38
2-3-13-2	材料	2-38
2-3-13-3	施工	2-38
2-3-13-4	海水の作用を受けるコンクリート	2-40
第14節 水中不分離性コンクリート(2-3-14)		
2-3-14-1	一般事項	2-40
2-3-14-2	材料	2-40
2-3-14-3	材料の貯蔵	2-40
2-3-14-4	コンクリートの製造	2-40
2-3-14-5	運搬打設	2-41
第15節 プレパックドコンクリート(2-3-15)		
2-3-15-1	一般事項	2-42
2-3-15-2	施工機器	2-43
2-3-15-3	施工	2-43
第16節 袋詰コンクリート(2-3-16)		
2-3-16-1	一般事項	2-44
2-3-16-2	施工	2-44
第17節 超速硬コンクリート(2-3-17)		
2-3-17-1	一般事項	2-45
2-3-17-2	材料	2-45
<u>第4章 舗装復旧工事(2-4)</u>		
第1節 一般事項(2-4-1)		
2-4-1-1	舗装復旧工	2-46
2-4-1-2	使用材料	2-46
2-4-1-3	道路交通標識	2-46
2-4-1-4	路面の管理	2-46
2-4-1-5	鉄蓋埋没防止工	2-47
2-4-1-6	舗装版の切断	2-47
2-4-1-7	消火栓所在路面標示	2-47
第2節 一般舗装工(2-4-2)		

2-4-2-1	一般事項	2-51
2-4-2-2	材料	2-51
2-4-2-3	アスファルト舗装の材料	2-51
2-4-2-4	コンクリート舗装の材料	2-57
2-4-2-5	舗装準備工	2-58
2-4-2-6	アスファルト舗装工	2-59
2-4-2-7	コンクリート舗装工	2-65
2-4-2-8	薄層カラー舗装工	2-76
2-4-2-9	ブロック舗装工	2-79
2-4-2-10	街渠工	2-84
第3節 縁石工 (2-4-3)		
2-4-3-1	材料	2-84
2-4-3-2	施工	2-85
第4節 区画線工 (2-4-4)		
2-4-4-1	材料	2-87
2-4-4-2	施工	2-88
2-4-4-3	仮区画線	2-89
2-4-4-4	区画線消去	2-89
第5節 仮設舗装工 (2-4-5)		
2-4-5-1	仮復旧及び車道一次復旧	2-89
2-4-5-2	構造物横仮復旧	2-89
第5章 地盤改良工事 (2-5)		
第1節 一般事項 (2-5-1)		
第2節 薬液注入工 (2-5-2)		
2-5-2-1	一般事項	2-91
2-5-2-2	事前調査	2-92
2-5-2-3	施工計画書	2-92
2-5-2-4	試験注入	2-93
2-5-2-5	使用材料の管理	2-93
2-5-2-6	注入工事	2-93
2-5-2-7	施工報告	2-94
第3節 高圧噴射攪拌工 (2-5-3)		
2-5-3-1	一般事項	2-94
2-5-3-2	施工計画	2-95
2-5-3-3	削孔及び造成	2-95
2-5-3-4	改良効果の確認	2-96
2-5-3-5	施工記録	2-96
2-5-3-6	六価クロム溶出試験 (環境庁告示 46 号溶出試験)	2-96
第6章 推進工法及びシールド工法 (2-6)		
第1節 管推進工 (中大口径推進) (2-6-1)		
2-6-1-1	一般事項	2-97

2-6-1-2	材料	2-98
2-6-1-3	推進工	2-99
2-6-1-4	立坑内管布設工	2-105
2-6-1-5	仮設備工	2-105
2-6-1-6	通信・換気設備工	2-106
2-6-1-7	送排泥設備工	2-106
2-6-1-8	泥水処理設備工	2-106
2-6-1-9	注入設備工	2-106
2-6-1-10	推進水替工	2-106
2-6-1-11	補助地盤改良工	2-106
第2節 管推進工（小口径推進）（2-6-2）		
2-6-2-1	一般事項	2-107
2-6-2-2	材料	2-107
2-6-2-3	小口径推進工	2-107
2-6-2-4	立坑内管布設工	2-108
2-6-2-5	仮設備工	2-108
2-6-2-6	送排泥設備工	2-108
2-6-2-7	泥水処理設備工	2-108
2-6-2-8	推進水替工	2-109
2-6-2-9	補助地盤改良工	2-109
第3節 立坑工（2-6-3）		
2-6-3-1	一般事項	2-109
2-6-3-2	材料	2-110
2-6-3-3	管路土工	2-110
2-6-3-4	土留工	2-110
2-6-3-5	ライナープレート式土留工	2-110
2-6-3-6	連続地中壁工（コンクリート壁及び鋼製壁）	2-110
2-6-3-7	地中連続壁工（ソイル壁）	2-113
2-6-3-8	大口径ボーリングマシンによる場所打ち杭工	2-114
2-6-3-9	路面覆工	2-115
2-6-3-10	立坑設備工	2-115
2-6-3-11	補助地盤改良工	2-115
2-6-3-12	立坑水替工	2-115
2-6-3-13	地下水位低下工	2-115
2-6-3-14	基礎碎石工	2-117
2-6-3-15	底版コンクリート工	2-117
第4節 シールド工法（2-6-4）		
2-6-4-1	一般事項	2-118
2-6-4-2	材料	2-120
2-6-4-3	一次覆工	2-120
2-6-4-4	二次覆工	2-125

2-6-4-5	空伏工	2-126
2-6-4-6	坑内整備工	2-126
2-6-4-7	仮設備工	2-126
2-6-4-8	坑内設備工	2-128
2-6-4-9	立坑設備工	2-129
2-6-4-10	送排泥設備工	2-129
2-6-4-11	泥水処理設備工	2-129
2-6-4-12	注入設備工	2-129
2-6-4-13	シールド水替工	2-129
2-6-4-14	補助地盤改良工	2-129
2-6-4-15	シールド内配管工	2-129

第7章 水管橋下部工（2-7）

第1節	適用（2-7-1）	2-131
-----	-----------	-------

第2節	適用すべき諸基準（2-7-2）	2-131
-----	-----------------	-------

第3節 工場製作工（2-7-3）

2-7-3-1	一般事項	2-132
---------	------	-------

2-7-3-2	材料	2-132
---------	----	-------

2-7-3-3	刃口金物製作工	2-135
---------	---------	-------

2-7-3-4	鋼製橋脚製作工	2-135
---------	---------	-------

2-7-3-5	アンカーフレーム製作工	2-136
---------	-------------	-------

2-7-3-6	工場塗装工	2-136
---------	-------	-------

第4節 工場製品輸送工（2-7-4）

2-7-4-1	一般事項	2-136
---------	------	-------

2-7-4-2	輸送工	2-136
---------	-----	-------

第5節 橋台工（2-7-5）

2-7-5-1	一般事項	2-136
---------	------	-------

2-7-5-2	作業土工（床掘り、埋戻し）	2-137
---------	---------------	-------

2-7-5-3	既製杭工	2-137
---------	------	-------

2-7-5-4	場所打杭工	2-137
---------	-------	-------

2-7-5-5	橋台躯体工	2-137
---------	-------	-------

2-7-5-6	地下水位低下工	2-137
---------	---------	-------

第6節 RC橋脚工（2-7-6）

2-7-6-1	一般事項	2-137
---------	------	-------

2-7-6-2	作業土工（床掘り、埋戻し）	2-138
---------	---------------	-------

2-7-6-3	既製杭工	2-138
---------	------	-------

2-7-6-4	場所打杭工	2-138
---------	-------	-------

2-7-6-5	橋脚躯体工	2-138
---------	-------	-------

第7節 鋼製橋脚工（2-7-7）

2-7-7-1	一般事項	2-138
---------	------	-------

2-7-7-2	作業土工（床掘り、埋戻し）	2-138
---------	---------------	-------

2-7-7-3	既製杭工	2-138
---------	------	-------

2-7-7-4	場所打杭工	2-138
2-7-7-5	橋脚フーチング工	2-138
2-7-7-6	橋脚架設工	2-139
2-7-7-7	現場継手工	2-139
2-7-7-8	現場塗装工	2-139
第8節 水管橋足場等設置工(2-7-8)		2-139
第8章 水管橋上部工(2-8)		
第1節 適用(2-8-1)		2-140
第2節 適用すべき諸基準(2-8-2)		2-140
第3節 材料規格(2-8-3)		2-140
第4節 工場製作工(2-8-4)		
2-8-4-1	一般事項	2-140
2-8-4-2	水管橋橋体製作工	2-141
2-8-4-3	付属品製作工	2-153
2-8-4-4	落橋防止装置製作工	2-153
2-8-4-5	伸縮可とう管製作工	2-153
2-8-4-6	工場塗装工	2-153
第5節 工場製品輸送工(2-8-5)		
2-8-5-1	一般事項	2-157
2-8-5-2	輸送工	2-157
第6節 水管橋架設工(2-8-6)		
2-8-6-1	一般事項	2-157
2-8-6-2	材料	2-158
2-8-6-3	工場仮組立工	2-158
2-8-6-4	地組工	2-158
2-8-6-5	架設工(パイプビーム等独立水管橋)	2-159
2-8-6-6	架設工(クレーン架設)	2-159
2-8-6-7	架設工(ケーブルクレーン架設)	2-159
2-8-6-8	架設工(ケーブルエレクション架設)	2-159
2-8-6-9	架設工(架設桁架設)	2-160
2-8-6-10	架設工(送出し架設)	2-160
2-8-6-11	架設工(トラベラークレーン架設)	2-160
2-8-6-12	支承工	2-161
2-8-6-13	現場継手工	2-161
2-8-6-14	伸縮可とう管設置工	2-165
2-8-6-15	落橋防止装置設置工	2-165
第7節 水管橋現場塗装工(2-8-7)		
2-8-7-1	一般事項	2-165
2-8-7-2	施工計画	2-165
2-8-7-3	塗料	2-166
2-8-7-4	現場塗装工	2-166

第8節	水管橋付属物設置工（2-8-8）	2-168
第9節	水管橋足場等設置工（2-8-9）	2-168
第9章 水管橋維持・修繕工（2-9）		
第1節	適用（2-9-1）	2-169
第2節	適用すべき諸基準（2-9-2）	2-169
第3節	工場製作工（2-9-3）	
2-9-3-1	一般事項	2-169
2-9-3-2	材料	2-170
2-9-3-3	水管橋橋体補強材製作工	2-170
2-9-3-4	付属品製作工	2-170
2-9-3-5	落橋防止装置製作工	2-170
2-9-3-6	伸縮可とう管製作工	2-170
2-9-3-7	R C橋脚巻立て鋼板製作工	2-170
第4節	支承取替工（2-9-4）	
2-9-4-1	既設支承の撤去作業	2-170
2-9-4-2	施工計画書	2-170
2-9-4-3	ジャッキアップ工法採用時の注意	2-170
2-9-4-4	支承工の施工	2-171
第5節	伸縮可とう管取替工（2-9-5）	
2-9-5-1	伸縮可とう管の施工	2-171
2-9-5-2	安全管理	2-171
第6節	落橋防止装置工（2-9-6）	
2-9-6-1	配筋状況の確認	2-171
2-9-6-2	アンカー削孔時の注意	2-171
2-9-6-3	異常時の処置	2-171
2-9-6-4	落橋防止装置	2-171
第7節	沓座拡幅（縁端拡幅）工（2-9-7）	
2-9-7-1	配筋状況の確認	2-171
2-9-7-2	アンカー削孔時の注意	2-171
2-9-7-3	チップング	2-171
2-9-7-4	マーキング	2-171
2-9-7-5	鋼製沓座設置	2-172
第8節	橋脚巻立て工（2-9-8）	
2-9-8-1	一般事項	2-172
2-9-8-2	材料	2-172
2-9-8-3	作業土工（床掘り、埋戻し）	2-172
2-9-8-4	R C橋脚鋼板巻立て工	2-172
2-9-8-5	橋脚コンクリート巻立て工	2-175
第9節	増杭工（2-9-9）	2-176
第10節	現場塗装工（2-9-10）	2-176
第11節	水管橋付属物工（2-9-11）	2-176

第12節	旧水管橋撤去工（2-9-12）	2-176
第13節	水管橋足場等設置工（2-9-13）	2-177

第3編 管工事

第1章 鋳鉄管布設工事（3-1）

第1節	一般事項（3-1-1）	3-1
第2節	管布設工（3-1-2）	
3-1-2-1	管据付工	3-1
3-1-2-2	管切断工及び挿口加工工	3-2
3-1-2-3	管・弁類の取扱い	3-4
3-1-2-4	既設埋設物との離隔	3-4
第3節	ポリエチレンスリーブ被覆防食工（3-1-3）	
3-1-3-1	一般事項	3-5
3-1-3-2	施工	3-5
3-1-3-3	スリーブの運搬及び保管	3-6
3-1-3-4	スリーブの被覆	3-6
第4節	管連絡工（3-1-4）	
3-1-4-1	一般事項	3-11
3-1-4-2	調査	3-11
3-1-4-3	施工	3-11
第5節	不断水式工法（3-1-5）	
3-1-5-1	一般事項	3-12
3-1-5-2	使用材料	3-12
3-1-5-3	材料製作	3-12
3-1-5-4	施工	3-12
3-1-5-5	管防護	3-13
第6節	洗淨排水工（3-1-6）	
3-1-6-1	施工区分	3-14
3-1-6-2	水張り	3-14
3-1-6-3	次亜塩素酸ソーダ注入用設備	3-14
第7節	水道管の明示（3-1-7）	
3-1-7-1	一般事項	3-14
3-1-7-2	明示テープによる物件標識	3-14
3-1-7-3	埋設標識シートによる埋設標識	3-15
第8節	管撤去工（3-1-8）	
3-1-8-1	撤去方法	3-17
3-1-8-2	撤去品及び残管の取扱い	3-17
3-1-8-3	存置物件の取扱い	3-17
第9節	図面表示記号（3-1-9）	3-19
3-1-9-1	地下埋設物の表示方法	3-19
3-1-9-2	水道施設の表示方法	3-19

3-1-9-3	配管図の表示方法	3-21
第10節 弁室類築造工（3-1-10）		
3-1-10-1	制水弁蓋の裏面銘板部の表記	3-23
3-1-10-2	継足しキーの取付け	3-23
3-1-10-3	制水弁室及び消火栓室類の構造	3-24
3-1-10-4	消火栓室（排水栓室）築造	3-24
第2章 鋳鉄管継手工（3-2）		
第1節 継手施工者（3-2-1）		
3-2-1-1	継手施工者	3-25
第2節 施工（3-2-2）		
3-2-2-1	一般事項	3-25
3-2-2-2	管の接合及び継手	3-26
第3節 防食ボルト類の使用基準（3-2-3）		
3-2-3-1	亜鉛合金ナットの使用基準	3-28
3-2-3-2	フッ素樹脂コーティングボルト・ナットの使用基準	3-28
第4節 異形管防護の使用基準（3-2-4）		
3-2-4-1	離脱防止継手の使用基準	3-29
3-2-4-2	呼び径 300 mm以下の離脱防止金具（K形）の使用範囲	3-40
3-2-4-3	保護コンクリートによる防護標準図（別冊異形管防護標準図集）	3-42
3-2-4-4	離脱防止継手とスラストブロックを併用する場合	3-42
3-2-4-5	スラストブロックの構造図	3-44
第5節 水圧試験（3-2-5）		
3-2-5-1	一般事項	3-44
3-2-5-2	合格基準	3-44
3-2-5-3	水圧試験記録	3-44
第3章 鋼管布設工事（3-3）		
第1節 一般事項（3-3-1）		
		3-45
第2節 施工計画（3-3-2）		
		3-45
第3節 材料規格（3-3-3）		
3-3-3-1	鋼管	3-45
3-3-3-2	ステンレス鋼管	3-45
第4節 製作工（3-3-4）		
3-3-4-1	管製作工	3-46
3-3-4-2	管端加工	3-46
第5節 管布設工（3-3-5）		
3-3-5-1	鋼管の取扱い	3-46
3-3-5-2	管据付工	3-46
3-3-5-3	現場溶接工	3-47
第6節 塗覆装（3-3-6）		
3-3-6-1	一般事項	3-49
3-3-6-2	内面塗装	3-49

3-3-6-3	埋設部における外面被覆	3-50
3-3-6-4	露出部における外面塗装	3-55
第7節 試験及び検査 (3-3-7)		
3-3-7-1	検査員	3-55
3-3-7-2	試験及び検査項目	3-55
3-3-7-3	表示	3-55
第8節 溶接検査 (3-3-8)		
3-3-8-1	一般事項	3-55
3-3-8-2	外観検査	3-56
3-3-8-3	工場溶接部の放射線透過試験	3-56
3-3-8-4	現場溶接部の放射線透過試験	3-57
3-3-8-5	現場溶接部の超音波探傷試験	3-57
第9節 塗装検査 (3-3-9)		
3-3-9-1	内面塗装の検査	3-57
3-3-9-2	埋設部における外面被覆の検査	3-58
3-3-9-3	露出部における外面塗装の検査	3-58
第10節 補修 (3-3-10)		
3-3-10-1	溶接	3-59
3-3-10-2	塗装	3-59
第11節 施工報告 (3-3-11)		
第4章 給水装置工事及び給水施設工事 (3-4)		
第1節 一般事項 (3-4-1)		
第2節 調達材料 (3-4-2)		
3-4-2-1	一般事項	3-61
3-4-2-2	塩化ビニル製品及びポリエチレン管	3-63
3-4-2-3	ダクタイトル鋳鉄管	3-63
3-4-2-4	分水栓類	3-63
3-4-2-5	仕切弁	3-63
3-4-2-6	防食ボルト類	3-63
第3節 布設工 (3-4-3)		
3-4-3-1	配管	3-63
3-4-3-2	管の埋設深さ	3-64
第4節 分岐工 (3-4-4)		
3-4-4-1	一般事項	3-64
3-4-4-2	T字管による分岐	3-65
3-4-4-3	割T字管による分岐	3-65
3-4-4-4	分水栓による分岐	3-65
3-4-4-5	サドル付分水栓による分岐	3-65
3-4-4-6	チーズによる分岐	3-66
第5節 管継手工 (3-4-5)		
3-4-5-1	ビニル管継手	3-66

3-4-5-2	ポリエチレン管継手	3-66
3-4-5-3	鋳鉄管継手	3-66
3-4-5-4	フランジ継手	3-66
3-4-5-5	鉛管継手	3-67
3-4-5-6	通水確認	3-67
第6節 水道管の明示(3-4-6)		
3-4-6-1	物件標識及び埋設標識	3-67
3-4-6-2	表示ピンの設置	3-67
第7節 ポリエチレンスリーブ被覆防食工(3-4-7)		
3-4-7-1	一般事項	3-69
3-4-7-2	施工箇所および手順	3-69
第8節 撤去工(3-4-8)		
3-4-8-1	分水栓、サドル付分水栓及び割T字管、T字管の撤去	3-70
3-4-8-2	ボックス類	3-70
3-4-8-3	撤去品、不用品及び存置物件	3-70
第9節 メータ室等築造工(3-4-9)		
3-4-9-1	メータ室	3-71
3-4-9-2	止水栓ボックス	3-73
3-4-9-3	制水弁室	3-74
第10節 止水栓ボックス等の埋没防止(3-4-10)		
第11節 図面表示記号(3-4-11)		
<u>第5章 内管挿入工事(パイプ・イン・パイプ工法)(3-5)</u>		
第1節 一般事項(3-5-1)		
第2節 施工計画(3-5-2)		
3-5-2-1	施工計画書	3-77
3-5-2-2	工事実施計画書	3-77
第3節 材料規格(3-5-3)		
3-5-3-1	鋳鉄管	3-78
3-5-3-2	鋼管	3-78
3-5-3-3	ステンレス鋼管	3-78
第4節 施工(3-5-4)		
3-5-4-1	既設管内清掃工	3-78
3-5-4-2	管内調査工	3-78
3-5-4-3	管挿入工	3-79
3-5-4-4	グラウト充填工	3-79
第5節 施工報告(3-5-5)		
<u>第6章 塗替工(3-6)</u>		
第1節 一般事項(3-6-1)		
第2節 施工計画(3-6-2)		
第3節 塗料(3-6-3)		
3-6-3-1	一般事項	3-80

第4節 塗装仕様 (3-6-4)	3-81
第5節 現場塗装 (3-6-5)	
3-6-5-1 足場及び防護工	3-81
3-6-5-2 素地調整	3-81
3-6-5-3 塗装工	3-83
第6節 塗膜厚管理 (3-6-6)	
3-6-6-1 検査	3-84
3-6-6-2 判定	3-84
第7節 施工記録 (3-6-7)	
3-6-7-1 塗装記録	3-86
3-6-7-2 施工報告	3-86
3-6-7-3 完成図	3-87

第4編 管材料調達

第1章 総則 (4-1)

第1節 総則 (4-1-1)	4-1
----------------	-----

第2章 配管材料管理 (4-2)

第1節 配管材料の管理 (4-2-1)

4-2-1-1 管路資材管理責任者	4-2
4-2-1-2 配管材料管理	4-2
4-2-1-3 使用残管の処分	4-2

第2節 配管材料の調達 (4-2-2)

4-2-2-1 配管材料の調達	4-2
4-2-2-2 使用材料承諾願	4-2
4-2-2-3 購入材料	4-3
4-2-2-4 在庫品	4-3

第3章 写真撮影 (4-3)

第1節 写真撮影 (4-3-1)

4-3-1-1 管路資材納品	4-4
4-3-1-2 在庫品	4-4
4-3-1-3 配管材料使用状況	4-4
4-3-1-4 使用残管処分	4-4

第2節 写真の提出 (4-3-2)	4-4
-------------------	-----

第4章 配管材料検査 (4-4)

第1節 配管材料検査 (4-4-1)

4-4-1-1 一般事項	4-5
4-4-1-2 配管材料確認	4-5

第5編 浄水場等構内工事

第1章 安全衛生対策 (5-1)

第1節 一般事項 (5-1-1)	5-1
------------------	-----

第2節	安全衛生対策書の提出（5-1-2）	5-1
第3節	入出門の手続き（5-1-3）	5-1
第4節	工事用電力の取扱い（5-1-4）	5-1
第5節	工事現場管理（5-1-5）	5-1
第6節	場内交通安全（5-1-6）	5-2
第7節	仮設物設置（5-1-7）	5-2
第8節	発生材等の処分（5-1-8）	5-2
第2章 安全衛生対策書（5-2）		
第1節	一般事項（5-2-1）	5-3
第2節	作成要領（5-2-2）	5-3
第3章 工事用電力取扱要領（5-3）		
第1節	一般事項（5-3-1）	5-4
第2節	給電方式（5-3-2）	5-4
第3節	工事用電力使用申込み手続き（5-3-3）	5-4
第4節	責任分界点及び設備保安管理方法（5-3-4）	5-4
第5節	取・浄・送水作業に対する協力（5-3-5）	5-5

第6編 施工管理基準

第1章 一般事項（6-1）		
第1節	目的（6-1-1）	6-1
第2節	適用（6-1-2）	6-1
第3節	構成（6-1-3）	6-1
第4節	管理の実施（6-1-4）	6-1
第2章 管理項目及び方法（6-2）		
第1節	工程管理（6-2-1）	6-2
第2節	出来形管理（6-2-2）	6-2
第3節	品質管理（6-2-3）	6-2
第4節	規格値（6-2-4）	6-2
第5節	その他（6-2-5）	6-2
表6-2-1	出来形管理基準及び規格値【土木工事共通編】	6-4
表6-2-2	出来形管理基準及び規格値【管布設工事編】	6-26
表6-2-3	品質管理基準及び規格値	6-30
第3章 写真管理基準（6-3）		
第1節 総則（6-3-1）		
6-3-1-1	適用範囲	6-67
6-3-1-2	工事写真の分類	6-67
第2節 撮影（6-3-2）		
6-3-2-1	撮影頻度	6-67
6-3-2-2	撮影方法	6-67
6-3-2-3	情報化施工及び3次元データによる施工管理	6-68
6-3-2-4	写真の省略	6-68

6-3-2-5	写真の編集等	6-68
6-3-2-6	撮影の仕様	6-68
6-3-2-7	撮影の留意事項等	6-68
第3節	整理提出(6-3-3)	6-69
第4節	その他(6-3-4)	
6-3-4-1	用語の定義	6-69
6-3-4-2	工事写真撮影計画書記載例	6-69
表6-3-1	撮影箇所一覧表(全体)	6-71
表6-3-2	撮影箇所一覧表(品質管理)	6-72
表6-3-3	撮影箇所一覧表(出来形管理)	6-76

第7編 提出図書類

<u>第1章</u>	<u>提出図書類一覧表(7-1)</u>	7-1
<u>第2章</u>	<u>完成図(7-2)</u>	
第1節	適用(7-2-1)	7-74
第2節	作成図面(7-2-2)	
7-2-2-1	作成要領	7-74
7-2-2-2	配置図	7-74
第3節	図面の規格(7-2-3)	
7-2-3-1	図面規格	7-75
7-2-3-2	明瞭度	7-75
7-2-3-3	記載方法	7-75
7-2-3-4	図面の補修	7-75
7-2-3-5	図面の輪郭	7-75
7-2-3-6	標題の位置	7-75
第4節	図面の作成要領(7-2-4)	
7-2-4-1	作図上の注意	7-76
7-2-4-2	作図の要点	7-76
第5節	審査(7-2-5)	7-79
<u>第3章</u>	<u>工事写真帳(7-3)</u>	
第1節	写真の整理及び提出(7-3-1)	
7-3-1-1	写真の整理	7-87
7-3-1-2	写真の提出	7-87
第2節	工事写真の提出部数及び形式(7-3-2)	
7-3-2-1	提出部数	7-88
7-3-2-2	提出形式	7-88

参考資料編

1、電子媒体の取扱いについて	参-1
2、インチ管の表記について	参-1
3、断水作業及び洗浄排水作業に必要とする保安要員について	参-2
4、道路掘削跡復旧工事施行要綱の読み替えについて	参-2
5、管路劣化調査の要領とテストピースの採取について	参-3
6、水安全方針	参-5
7、掘削土再利用に関する特記仕様書	参-6